○上尾市市政相談委員要綱

平成11年６月１日告示第142号

改正

平成12年３月31日告示第80号

平成15年６月16日告示第158号

平成26年３月31日告示第128号

令和５年２月８日告示第37号

令和６年９月13日告示第326号

令和８年９月２日告示第270号

上尾市市政相談委員要綱

（設置）

第１条　市政に対する苦情を公正かつ中立的な立場から簡易迅速に処理し、市政の改善方法等の意見を述べることにより、公正で信頼される市政の推進を図るため、上尾市市政相談委員（以下「市政相談委員」という。）を置く。

（所管事項）

第２条　市政相談委員の所管する事項は、市の機関の事務の執行に関する事項及び当該事務に関する職員の行為とする。ただし、次に掲げる事項を除く。

（１）　判決、裁決等により確定した権利関係に関する事項

（２）　現に判決、裁決等を求め係争中の事項

（３）　議会に関する事項

（４）　監査委員が監査等の結果について公表した事項及び監査等を行っている事項

（５）　上尾市情報公開条例（平成11年上尾市条例第30号）に基づく公文書の公開決定等並びに個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条各項の決定、同法第93条各項の決定及び同法第101条各項の決定並びに上尾市議会の個人情報の保護に関する条例（令和４年上尾市条例第38号）第24条各項の決定、同条例第34条各項の決定及び同条例第41条各項の決定についての不服に関する事項

（６）　介護保険法（平成９年法律第123号）第183条第１項に規定する処分についての不服に関する事項

（７）　職員の自己の勤務内容に関する事項

（８）　市政相談委員の行為に関する事項

（市政相談委員の職務）

第３条　市政相談委員の職務は、次のとおりとする。

（１）　前条に規定する事項に対する苦情を調査し、迅速に処理すること。

（２）　前号の調査に基づき、その改善方法等について市の機関に意見を述べること。

（３）　市の機関の求めに応じ、市の機関に出された市民からの提言、要望等について意見を述べること。

（市政相談委員の責務）

第４条　市政相談委員は、中立的第三者として、公正にその職務を遂行しなければならない。

２　市政相談委員は、その職務の遂行に当たっては、市の機関との連携を図り、相互の職務の円滑な遂行に努めなければならない。

３　市政相談委員は、その地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

４　市政相談委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

（市の機関の責務）

第５条　市の機関は、市政相談委員の職務執行に関し、積極的な協力援助に努めなければならない。

（組織等）

第６条　市政相談委員の定数は、２人とする。

２　市政相談委員は、人格が優れ、社会的信望が厚く、社会規範に優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

３　市政相談委員の任期は、１年とし、再任を妨げない。

４　市政相談委員が欠けた場合における補欠の市政相談委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（兼職の禁止）

第７条　市政相談委員は、国会議員、地方公共団体の議員若しくは政党その他の政治団体の役員又は本市と特別な利害関係にある企業その他の団体の役員と兼ねることができない。

（解職）

第８条　市長は、市政相談委員からの辞職の申出により、又は市政相談委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、若しくは職務上の義務違反その他市政相談委員たるにふさわしくない行為があると認めるときは、解職することができる。

（上尾市市政相談委員会議）

第９条　市政相談委員の職務執行に関する重要な事項を協議するため、上尾市市政相談委員会議（以

下「会議」という。）を置く。

２　会議に代表市政相談委員を置き、市政相談委員の互選により定める。

３　代表市政相談委員は、会議を総括し、これを代表する。

４　代表市政相談委員に事故があるとき、又は代表市政相談委員が欠けたときは、他の市政相談委員がその職務を代理する。

５　会議は、代表市政相談委員が招集し、会議の議長となる。

（苦情申立て）

第10条　何人も、市政相談委員に対し、第２条に規定する事項に対する苦情を申し立てることができる。

２　苦情の申立ては、苦情申立書（第１号様式）を提出することにより行うものとする。

（苦情の調査等）

第11条　市政相談委員は、苦情の申立てが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該苦情を調査しないものとする。

（１）　第２条各号に掲げる事項に該当するとき。

（２）　苦情の申立ての原因となった事実について、苦情を申し立てた者（以下「苦情申立人」という。）自身が直接の利害を有しないとき。

（３）　苦情の申立ての原因となった事実のあった日から１年を経過しているとき。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

（４）　虚偽その他正当な理由がないと認められるとき。

（５）　その他調査することが適当でないと市政相談委員が認め、会議がこれを了承したとき。

２　市政相談委員は、前項の規定により苦情を調査しない場合は、苦情について調査しない旨の通知書（第２号様式）により、速やかに苦情申立人に通知しなければならない。

（調査の通知等）

第12条　市政相談委員は、申立てに係る苦情について調査しようとするときは、市の機関に対し、苦情調査実施通知書（第３号様式）により、通知するものとする。

２　市政相談委員は、苦情の調査を開始した後においても、当該苦情が前条第１項各号のいずれかに該当すると認めるときは、調査を中止することができる。

３　市政相談委員は、苦情の調査を中止したときは、苦情調査中止通知書（第４号様式）により、速やかに苦情申立人及び市の機関に通知しなければならない。

（調査の方法）

第13条　市政相談委員は、苦情の調査のため必要があると認めるときは、関係する市の機関に対する説明、その保有する関係書類の閲覧若しくはその提出を求め、又は実地調査をすることができる。

２　市政相談委員は、苦情の調査のため必要があると認めるときは、関係人又は関係機関に対する質問、事情聴取又は実地調査をすることについての協力を求めることができる。

３　市政相談委員は、苦情の調査のため必要があると認めるときは、苦情申立人に対し、面談を実施し、申立て内容に関する説明を求めることができる。

（苦情申立人への通知）

第14条　市政相談委員は、申立てに係る苦情の調査結果を苦情調査結果通知書（第５号様式）により、速やかに苦情申立人に通知するものとする。

（意見の表明等）

第15条　市政相談委員は、苦情を調査した結果、必要と認めるときは、市の機関に対し、苦情申立てに係る意見表明通知書（第６号様式）により、改善方法等の意見を通知するものとする。

２　前項の規定による通知を受けた市の機関は、これを尊重しなければならない。

（是正等の報告）

第16条　市政相談委員は、前条第１項の規定により市の機関に意見を述べたときは、市の機関に対し、是正等の措置について報告を求めることができる。

２　市の機関は、前項の規定により報告を求められた場合は、是正等措置報告書（第７号様式）により、速やかに市政相談委員に報告するものとする。

３　市政相談委員は、前項の規定による報告があったときは、その旨を苦情申立てに係る是正等措置報告通知書（第８号様式）により、速やかに苦情申立人に通知しなければならない。

（謝金）

第17条　市は、市政相談委員に対し、予算の範囲内において謝金を支給する。

（庶務）

第18条　市政相談委員の庶務は、市長政策室広報広聴課において処理する。

（委任）

第19条　この要綱に定めるもののほか、市政相談委員の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、平成11年７月１日から施行する。

（適用区分）

2　この告示は、この告示の施行の日前にあった事実に係る苦情についても、適用する。

附　則（平成12年３月31日告示第80号）

この告示は、平成12年４月１日から施行する。

附　則（平成15年６月16日告示第158号）

この告示は、平成15年７月１日から施行する。

附　則（平成26年３月31日告示第128号）

この告示は、平成26年４月１日から施行する。

附　則（令和５年２月８日告示第37号）

この告示は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和６年９月13日告示第326号）

この告示は、令和６年10月１日から施行する。

附　則（令和８年９月２日告示第270号）

（施行期日）

1　この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の際、現に使用されているこの告示による改正前の上尾市市政相談委員要綱の様式による書類は、この告示による改正後の上尾市市政相談委員要綱の様式によるものとみなす。

第１号様式（第10条関係）

第１号様式（第１０条関係）

苦　情　申　立　書

年　　月　　日

上尾市市政相談委員　様

〒

申立人　住　　所

氏　　名

電話番号

上尾市市政相談委員要綱第１０条第２項の規定により、次のとおり苦情の申立てをします。

申立ての趣旨 （解決をしてもらいたいこと）	
申立ての理由 （具体的な内容と経過）	
原因となった事実のあった日	年　　月　　日
他の制度への手続きの有無	□あり □なし

第２号様式（第11条関係）

第２号様式（第１１条関係）

苦情について調査しない旨の通知書

第　　号
年　　月　　日

様

上尾市市政相談委員

年　　月　　日付けで申立てのありました苦情につきましては、次の理由により調査をしませんので、上尾市市政相談委員要綱第１１条第２項の規定により通知します。

申立ての趣旨	
調査をしない理由	

第３号様式（第12条関係）

第３号様式（第１２条関係）

苦情調査実施通知書

第　　号
年　　月　　日

様

上尾市市政相談委員

次のとおり調査を実施しますので、上尾市市政相談委員要綱第１２条第１項の規定により通知します。

所　管	
申立日	年　　月　　日
申立人	住　所
	氏　名
調査の趣　旨	
調査の内　容	
備　考	

第４号様式（第12条関係）

第４号様式（第１２条関係）

苦情調査中止通知書

第　　号
年　　月　　日

様

上尾市市政相談委員

年　　月　　日付けで申立てのありました苦情につきましては、次の理由により調査を中止しましたので、上尾市市政相談委員要綱第１２条第３項の規定により通知します。

申立ての趣旨	
中止の理由	

第５号様式（第14条関係）

第５号様式（第１４条関係）

苦情調査結果通知書

第　　号

年　　月　　日

様

上尾市市政相談委員

年　　月　　日付けで申立てのありました苦情の調査結果につきましては、次のとおりですので、上尾市市政相談委員要綱第１４条の規定により通知します。

申立ての趣旨	
調査の結果	

第６号様式（第15条関係）

第６号様式（第１５条関係）

苦情申立てに係る意見表明通知書

第　　号
年　　月　　日

上尾市長　　様

上尾市市政相談委員

　　年　　日付けで申立てのありました苦情を調査した結果、上尾市市政相談委員要綱第１５条第１項の規定により、次のとおり意見表明します。

　なお、同要綱第１６条第１項の規定により是正等の措置について報告を求めますので、同条第２項の規定により、　　年　　月　　日までに報告してください。

申立ての趣旨	
意見の内容	

第７号様式（第16条関係）

第７号様式（第１６条関係）

是 正 等 措 置 報 告 書

年　　月　　日

上尾市市政相談委員　様

（市の機関）

　　年　　月　　日付け第　　号の意見に係る是正等の措置について、上尾市市政相談委員要綱第１６条第２項の規定により、次のとおり報告します。

所管	
申立ての趣旨	
是正等の措置の内容	
備考	

第８号様式（第16条関係）

第８号様式（第１６条関係）

苦情申立てに係る是正等措置報告通知書

第　　号

年　　月　　日

様

上尾市市政相談委員

年　　月　　日付けで申立てのありました苦情につきましては、次のとおり是正等の措置について報告がありましたので、上尾市市政相談委員要綱第１６条第３項の規定により通知します。

申立ての趣旨	
意見の内容	
是正等の措置の内容	